

第3次美波町総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和5年度から令和14年度を計画期間とする第3次美波町総合計画を策定するにあたり、町民アンケート調査実施、事前データ準備や計画策定業務の円滑な実施と策定計画の最大効果を得るために支援業務を行う最適な者の選定を、厳正かつ公平に行うため第3次美波町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を調査及び審議し、当該業務にふさわしい業者を選定し、町長に対してその結果を報告するものとする。

- (1) 評価基準、選定方法等に関すること。
- (2) 業務提案書の審査並びに評価に関すること。
- (3) プロポーザルの特定に関すること。
- (4) その他必要と認めたもの。

(委員会)

第3条 委員は、別表1に掲げる者とする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に定める任務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を認め、説明または意見を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(策定業務の委託)

第7条 策定支援業務の委託は、原則として委員会が特定した業務提案者に対して行うこととし、その手続きについては、美波町財務規則及び美波町建設工事標準請負約款によるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の業務を処理するため、事務局を政策推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱の実施について、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

別表1

第3次美波町総合計画策定支援業務
公募型プロポーザル審査委員名簿

番 号	役 職	氏 名	職 名
1	委員長	磯野晴幸	副町長
2	委員	橋本一晴	由岐支所長
3	委員	浜孝至	総務課長
4	委員	近藤和人	産業振興課長
5	委員	鶴木敏夫	建設課長
6	委員	大三千晴	福祉課長
7	委員	岸本博志	政策推進課長